

情報信託機能の認定スキームに関する検討会（第15回）議事概要

日時：2020年7月20日（月）16時00分～18時00分

場所：総務省10階 1006会議室

構成員）宍戸座長、石原構成員、伊藤構成員、井上構成員、太田構成員、落合構成員、高口構成員、小林構成員、立谷構成員、田中構成員、長田構成員、日諸構成員、藤田構成員代理、古谷構成員、真野構成員、美馬構成員、森構成員、森下構成員、森田構成員、山本構成員、若目田構成員

説明員）大日本印刷（株）、日本医師会ORCA管理機構（株）、
デロイトトーマツ リスクサービス（株）

オブザーバー）内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室、個人情報保護委員会、
一般社団法人日本IT団体連盟、一般財団法人日本情報経済社会推進協会
事務局）総務省、経済産業省

□資料15-1「各分野での情報利活用の状況について」について落合構成員より説明。

□資料15-2「令和2年度情報信託機能活用促進事業」について大日本印刷（株）、日本医師会ORCA管理機構（株）より説明。

□資料15-3「認定指針に関して新たに生じた論点について」について事務局より説明。

□資料15-4「令和2年度地域経済の活性化に向けたキャッシュレス決済の推進事業」についてデロイトトーマツ リスクサービス（株）より説明。

□意見交換

<各分野での情報利活用の状況について>

●以前教育分野の情報活用の文脈でeポートフォリオが議論に上がったが、その後、文科省との関係も含め、どうなっているか。

●その後話はなく、また情報収集していきたい。

●マイナポータル以外で、マイナンバーを識別子として利活用している形態はあるか。

●全面的に議論がされているというわけではないものの、金融分野では銀行口座との紐付けが定額給付金の関係で議論になっていると認識している。また、フィンテックの業界では資金移動業者との紐付けについても、最近の話題として上がっている。

●電気事業法の改正について、プラットフォームを国が認証するというのも電気事業法に入ってくるのか。

●然り。電気事業法の中で、その認定をするという仕組みが入っている。

<令和2年度情報信託機能活用促進事業について>

●提供先第三者との通信方式標準化について、情報銀行の機能で、情報銀行に委任した個人情報の第三者提供に関わる条件の指定及び変更という機能が必須になっていることから、それがPISPではないかと考えている。情報銀行事業者は、ASPSPからデータをアグリゲ

ートするアクターであり、アクターとしては AISP であり PISP になる。そのため、ASPSP はデータを持っていて情報銀行に連携する事業者だと思うがどうか。

●ASPSP が個人に対して第一義的に全部責任を負っていて、それが情報銀行なので、情報銀行が ASPSP だと思っている。PISP は、ASPSP から情報を取得したり、ASPSP の API とたたいたりといった業務を行う者で TPP に含まれ、情報銀行事業では、店舗が情報銀行事業者から提供されたプラットフォームで情報を受け取って、クーポンを送るといった本来 TPP が行うべき業務も行っているが、ASPSP の部分と PISP の部分を分離して、アクターとして分けて考えることができるようにしたいと思います。

●それぞれのアクターと責任と機能を細分化して考えると、共通認識ができると思う。

●情報提供者と TPP については、今は両方の役割を情報銀行事業者が担っていることが課題ということだが、明確に分けなければならない決まりはあるのか。

●TPP と銀行の役割を同じ法人が担うことはあるかもしれないが、TPP は TPP として、ASPSP は ASPSP として、別個の証明書を取らなければいけないので、アクターとしては明確に意識されていると思う。

●PSD2 は決済サービスに関するものなので、銀行が提供する決済サービスについて取り次ぐというような者を PISP と称している。AISP は、どちらかという情報だけを取り次ぐ、もしくは情報の移転だけをする者だと思う。日本の場合はどちらも同様の登録制となっている。ただし、銀行に対する行為規制と電子決済等代行業の行為規制というのは異なるので、銀行のライセンスで包含できるわけではない。

●PSD2 の下で TPP は預金者の指図を受けて動くのだと思うが、ここでの TPP は誰のインストラクションを受けて、誰のためにサービスを提供する人を想定しているのか。

●サービス契約は対生活者サービス事業者と行うもの。その際に、情報の処理に関しては個人から承諾を得なければならないという関係も生じている。

●仲介者の認定の要件などは定めたが、そこに接続する者、あるいはエンティティーについてももう少し具体的に詰め込んだほうが良いと思う。

●対生活者サービス事業者に渡るサービスと PII を明確に分類できるのか。また、伝送方式というのはレイヤードモデルでいうとアプリケーションレイヤーの伝送手順のようなものを称しているのか。

●対生活者サービス事業者の中には PII を受け取る者もいると思う。その場合は、第三者処理事業者と同じような条件を満たした者でなければならないということになる。また、伝送方式についてはレイヤーセブンプロトコルのことで、中でもレイヤーフォーよりも上のことを称している。

●提供先が P マークや ISMS 認証を取得しておらず、委託して誰かに管理してもらう場合、委託先として情報銀行自体も想定されるが、情報銀行に限らず、提供先から預かり業務を受ける場合もあるため、4 人目の登場人物がいる可能性がある。TPP とは異なるかもしれないが、委託して管理してもらう場合を議論する際、そこからの知見をいただけると良いと思う。

●要配慮個人情報については、指針 Ver3.0 で要配慮個人情報を書き込めるように今年度の

実証を行っていただきたい。一方、PHR から情報銀行に提供してデータ提供先の事業者に提供するという構図は、個人からすると非常に分かりにくい構図と思う。情報銀行が情報をパスするだけの役割になっているのは疑問もあるので、PHR と合体させるなど、実現性も含めて検討してほしい。

●指針 Ver3.0 を検討できるように、PHR 検討会との整合も踏まえながら、実証事業の結果を見つつ進める。情報銀行がデータを渡すだけなのか、PHR と合体してやるのかということも含めて実証事業で検討してまいりたい。

●PHR 事業者には、病院のカルテ情報に近いような、EHR に近い情報を扱っている PHR 事業者もいて、一方で、非常にライトな情報を持っているという場合もあり、実際にどういう情報を扱っているのかという点で切り分けをしていくことも重要と思う。

<認定指針に関して新たに生じた論点について>

●これまで国の関与というのは、医療分野や金融分野では割と一般的に認識されていたが、今回、電気の流通についても中立的な組織が入ることになったと認識している。今後いろいろな分野において同様のことが起こるのであれば、国の関与と民間でできる範囲をしっかりと限定して議論する必要がある。

●情報銀行の認定との互換性や相互乗り入れといった話も将来的にあり得ると思う。もし電気の分野の方が厳しい基準であれば、電気の分野で認定を取っていれば情報銀行の審査を軽くするなどできるのではないかな。

●電力情報については情報の機微度から、電気事業法のスキームを前提にして、プラスアルファで情報銀行も活用されるという形になるかと思うが、その場合の審査の簡素化等は検討できると思う。

●電力情報については、あくまでも電力メーターから取得するデータを指しており、一方で、家庭の中でのBルートと言われているデータの取扱いであれば、電力事業者としての認定ではなく、情報銀行等でも取り扱えると思うので、より個人の主権の及ぼすところに近いBルートのデータの扱いに着目してほしい。

●B ルートであっても電力データであるということについては同じであって、そのデータの二次利用について、ある規格と他の規格がバランスの取れたものでないと問題になると思う。今後、国が関与して基準を作っていくとなると、情報銀行はある程度民間主体で積み上げてきたものがあるので、これらとどのように整合を取っていくのか気にしていかなければならない。電力データについてエネルギー庁で議論を進めていく際には、情報銀行とリエゾンを取って議論を進めていく必要があると思う。

●②の暗号化処理または一部の置き換えについては、認定指針を作った際にはまだ個人情報保護法の改正の話がなく、仮名化について日本の法令上記載がなかったため、GDPR を参考にして書いたと思うが、現時点では個人情報保護法で仮名加工情報の話が入ってきているため、そことも平仄を合わせて議論していくべき。

<令和2年度地域経済の活性化に向けたキャッシュレス決済の推進事業について>

- 相乗りタクシーというのは、現状できるのか。
- 相乗りタクシーは、間に旅行会社に入っただき、旅行商品として売ることを考えている。そのため、従来の規制の範囲で実証を行う。
- 今回の実証は、決済情報を利活用したサービスを地域に提供していくということで、今後、情報銀行化していくための実証をやるものではないと理解。
- 秩父財布や紀州財布は、同意を取って個人情報の登録をするが、財布の登録後に利用許可を撤回する方法については実現方式を検討中という説明がある。これは、何かしら実現はさせるが方式を検討中なのか、今回の実証においては登録後の利用撤回は難しい可能性があるという意味での検討中なのか。
- 登録後の利用撤回に関しては実装する予定だが、実装方式として、システム化以外も含め検討中ということ。
- iOS のアプリを使って実証実験を行うということだが、参加者のスコープに入ってくる方々がそもそもスマホを持っていない場合があると思う。デバイスを配るなど考えているのか。
- 場合によっては端末を貸し出す等によって実現していこうと考えている。
- 実証地域3か所それぞれで参加者のタイプが違うと思うが、買物難民の方であれば実証実験に参加していただく同意が取りやすい一方、秩父や会津若松の参加者はかなり短い時間でアプリを利用して実証実験に協力することになる。また、秩父での実証実験では、「自然派」といったタグがついている店舗に、「自然派」属性のカップルが訪問するようアプリが推測しリコメンドすると思うが、「自然派」属性という情報はどのように取るのか。
- 秩父と会津若松の実証実験では、外部から来た方がメインの参加者になると思う。例えば秩父に関してはイベント性を高めたり、会津に関しては出張される方等のビジネス方面でのつながりがある方から探したりということを検討している。

<全体を通して>

- 実際の IT 連における運用の中で幾つか課題が出てきているところ、特に提供先第三者の選定等に関しては専門的な論点でもあるため、本会合の下にワーキンググループを設置し、そこで詳細について議論をすることとしたい。その結果を本会合に報告してもらおうという進め方としたい。

以上